

地域計画

策定年月日	令和7年2月28日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	東秩父村 11369
地域名 (地域内農業集落名)	東秩父村全域 ()

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	290 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	209 ha
② 田の面積	64 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	226 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農業者の高齢化と若年層を中心とした他産業への就業や村外への流出、また、鳥獣被害により、営農意識の減退を招き離農してしまうことから、認定農業者や新規就農などの担い手が不足し、急速に農地の遊休化が進む可能性が高まっている。持続的な農地の利用を図りながら地域の活性化を進め、また、新規就農者を確保・育成するためには、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域は、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域での新たな取り組みとしては、観光果樹経営や花卉経営などについて高収益の作物、作型を担い手農家及び担い手農家を目指す新規就農者中心に導入し、地域複合としての農業発展を目指す。

大河原地区

【中間農業地】

高齢化に伴う担い手不足解消のため、就農者及び就農希望者等への休耕地の貸し出しや協働作業化を図り、地域ブランドとなりうる農産物の栽培・販売を行う。

【山間農業地】

休耕地を維持管理し、就農者等への貸し出しや景観作物等の栽培を行う。

【土地改良区】

・畑作物の品種と生育特性を考慮した集約化、また水稻との統合整理による拡大化と効率的な水田活用や作物の品質向上を図るためローテーションを行う。

・水管理がうまくできない箇所用の排水路等の改修を行う。

・農地集積に伴う耕作地減少時には、道水路等の再整備や管理方法の変更が生じることから、土地所有者への協力をお願いしていく。

槻川地区

【中間農業地及び山間農業地】

地区の助け合いの下、休耕地について草刈り等による維持管理を行い、景観作物等を栽培する。

大内沢地区

休耕地を維持管理し、花卉等の生産・販売を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

埼玉県農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	6	%	将来の目標とする集積率	15	%
--------	---	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の集約に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構を積極的に活用し、分散する担い手向け農地の段階的な集約に努める。

(3) 基盤整備事業への取組

営農環境を整えるために農地の大区画化等の基盤整備について協議、検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

新規就農者などの多様な経営体が就農できる環境の構築に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

JA埼玉中央などと連携して農作業委託などを実施し効率化を図る。

草刈などの農地管理をシルバー人材センター等に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防護策の設置を住民へ促すとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、速やかに対応できる体制を構築する。
⑦草刈り等をこれからも行い、農地の保全、環境を維持していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	1.12 ha	ha	水稻	1.12 ha	ha		
認農	B	水稻、花卉	1.31 ha	ha	水稻、花卉	1.31 ha	ha		
認農	C	水稻	1.21 ha	ha	水稻	1.21 ha	ha		
認農	D	水稻、菌類	1.13 ha	ha	水稻、菌類	1.13 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	4経営体		4.77 ha	0 ha		4.77 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。